

議案第6号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年6月11日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)

第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用並びに同条第8項に規定する短期入所（次条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。

2～8 略

(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)

第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所（次条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）及び鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。

2～8 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。